

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着並びに青年就農者の増大を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、予算の定めるところにより鹿屋市農業経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 資金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、又は市内で営農する者で、中核的農業者となり得る者であること。
- (2) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していること。
- (3) 次に掲げる要件を全て満たす独立・自営就農であること。なお、農業経営を法人化している場合は、ウ及びエ中「本人」とあるのは「経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権を有していること。
 - イ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
 - ウ 本人名義で、生産物、生産資材等を出荷・取引すること。
 - エ 農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、資金の交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地及び資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると市長が認めること。ただし、一戸一法人

(原則として世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。

- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、資金の交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合を除く。
- (6) 青年等就農計画が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (7) 国要綱別記2の第5の2(1)カに規定する人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること若しくは位置付けられることが確実に見込まれていること又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）。
- (8) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けておらず、かつ、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2の農の雇用事業による助成金及び経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 国要綱に定める月以後に農業経営を開始した者であること。
- (10) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設の気象災害等による被災に備え、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険若しくは施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実に見込まれていること。
- (11) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められるときは、この限りでない。

(12) 地域における将来の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(資金の額及び交付期間)

第3条 資金の額は、交付期間1月につき1人当たり125,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を全て満たす場合における資金の額は、交付期間1月につき夫婦合わせて187,500円とする。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等であること。

3 資金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年目の年度まで）とする。

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）にそれぞれ第1項又は第2項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が資金の交付を受けている場合は、経営開始後3年目の年度を超えている農業者）が農業法人の役員に存在する場合は、当該農業法人に属する役員は交付の対象外とする。

(資金の交付申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市農業経営開始資金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1) 青年等就農計画

(2) 鹿屋市農業経営開始資金交付申請追加資料（別記第2号様式）

(3) 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（市外に住んでいた場合）の写し等））

(5) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し（農地の権利設定の

状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類)

- (6) 通帳及び帳簿の写し（農産物の売上げ及び経費の支出が分かるもの）
- (7) 誓約書（別記第3号様式）
- (8) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）
- (9) 前年の世帯全体の所得を証明する書類
- (10) 夫婦で共同申請する場合は、家族経営協定書の写し
- (11) 法人として共同申請する場合は、法人登記簿及び定款の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、2回目以後の申請を行う者は、申請書に第8条に規定する就農状況の報告を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

3 前項の規定による申請は、半年又は1年を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象となる期間の最初の日から1年を超えて申請を行った場合は、既に経過した月数分は対象としない。

（検討会）

第5条 市長は、資金の交付の可否、資金の停止、返還、評価その他必要な事項を協議検討するため、検討会を開催する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 農林商工部長
- (2) 農業委員会事務局長
- (3) 農政課長
- (4) 畜産課長
- (5) 輝北総合支所産業建設課長
- (6) 串良総合支所産業建設課長
- (7) 吾平総合支所産業建設課長
- (8) その他市長が必要と認める者

3 検討会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 検討会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(交付決定及び額の確定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する検討会の協議検討を経て、資金を交付することが適当であると認めるときは、その旨を鹿屋市農業経営開始資金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

(資金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「受給者」という。）が資金を請求しようとするときは、請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(就農報告等)

第8条 受給者は、資金の交付期間中、直近の1月から6月までの就農分は7月末までに、直近の7月から12月までの就農分は翌1月末までに、就農状況報告（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、資金の交付期間中のみ提出するものとする。

(1) 作業日誌（別記第7号様式）

(2) 決算書（別記第8号様式）及び所得証明書の写し（7月末の報告に限る。）

(3) 通帳及び帳簿の写し

(4) 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し（2回目以後の報告において、契約書の写しの提出を省略することができる。）

2 受給者は、資金の交付期間終了後の5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（独立・自営就農）（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地、電話番号等を変更した場合は変更後1月以内に住所等変更届（別記第10号様式）を、農業経営を中止し離農した場合は離農届（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(就農の確認)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、関係機関と協力し、資金を交付している期間において受給者が青年等就農計画に即した計画的な就農ができているか実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（別記第12号様式）により次に掲

げる事項について行う。

(1) 受給者と面談し、青年等就農計画の達成に向けた取組状況の確認

(2) ほ場に係る次に掲げる事項の確認

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物を適切に生産していること。

(3) 作業日誌、帳簿等の書類の確認

(交付の中止届)

第10条 受給者は、資金の受給を中止する場合は、中止届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の停止)

第11条 市長は、前条の中止届の提出があった場合又は受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合

(4) 就農報告等を行わなかった場合

(5) 就農状況の現地確認等により、次に掲げる場合その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合

オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

(6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合。ただし、当該所得が600万円を超えた場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合を除く。

(7) 第5条の検討会における意見聴取の結果、市長が前各号のいずれかに相当すると判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号の場合において、受給者の前年の総所得が600万円以下となった場合は、翌年から資金の交付を再開することができる。

(交付の休止届及び再開届)

第12条 受給者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届(別記第14号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、休止期間は原則1年以内(受給者が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は3年以内)とする。

2 前項の休止届を提出した受給者は、就農を再開する場合は経営再開届(別記第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の休止)

第13条 市長は、受給者から前条第1項の休止届が提出された場合において、やむを得ないと認めるときは資金の交付を休止するものとする。

2 市長は、受給者から前条第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。

(資金の返還)

第14条 受給者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める資金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合にあって、次条の申請により病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めるときはこの限りでない。

(1) 既に交付した資金の対象期間中に、第11条第1項第1号から第5号までの規定に該当した場合 当該要件に該当した月以後の対象期間の月数分の資金(この場合において、月単位で返還すること。)

(2) 虚偽の申請等を行った場合 交付済みの資金の全額

(3) 資金の交付期間(休止等実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額

(返還免除)

第15条 受給者は、前条ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(別記第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

鹿屋市農業経営開始資金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

氏名

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第4条の規定により経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{注1} 被災による資金の交付休止期間中の 所得を除く額 ^{注2} を記載	(ア)	円
今年の交付金額 ^{注3} （150万円）	(イ)	円
今回の交付申請額 原則として（イ）の半額を記載		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある。	
・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展等支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない。	

注1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得額が600万円以下であること。

2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額

3 夫婦で受給している場合、225万円を記載すること。

添付書類

- (1) 青年等就農計画（1回目の申請時に添付）
- (2) 鹿屋市農業経営開始資金交付申請追加資料及び当該様式に記載している添付書類（1回目の申請時に添付）
- (3) 就農状況報告及び当該様式に記載している添付書類（2回目以後の申請時に添付）

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市農業経営開始資金交付申請追加資料

年 月 日

住所
氏名

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落、地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始資金）

年 月～	年 月
------	-----

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日～	年 月 日
--------	-------

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設 を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 （ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない。
生活費の確保を目的とした国の他の事業に よる給付等（例：生活保護制度、雇用保険制 度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている。 <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない。
農の雇用事業による助成金の交付又は経営 継承・発展等支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受け たことがある。 <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受 けたことがない。

前年の世帯全体の所得（注）	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】	

注 「世帯」とは、本人のほか、本人と同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母等で構成される単位をいう。

添付書類

別添1：収支計画

別添2：誓約書

別添3：履歴書

別添4：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添5：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添6：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

別添7：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添8：通帳の写し

別添9：前年の世帯全員の所得を証明する源泉徴収票、所得証明書等の書類（前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類）

別添10：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。なお、同要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、その一部又は全部を返還しなければならなくなった場合は、速やかに返還します。

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

（生年月日 年 月 日）

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市農業経営開始資金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市農業経営開始資金については、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件

鹿屋市補助金等交付規則及び鹿屋市農業経営開始資金交付要綱の規定を遵守すること。

第5号様式（第7条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市農業経営開始資金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市農業経営開始資金
上記のとおり請求します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

鹿屋市長 様

資金の振込口座

金融機関名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所			出張所		
	金融機関コード（数字4桁）				支店コード（数字3桁）					
	預金の種別 （該当に○印）		普通預金・当座預金		口座番号 （8桁に満たない場合は、右詰めで記入）					
	ゆうちょ銀行		記号		（当座）番号					
口座名義人		フリガナ								
		氏名								

第6号様式（第8条関係）

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始 年目・交付開始 年目 （ 月～ 月分）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所
氏名

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定により、就農状況報告を提出します。

- 1 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする（就農準備資金の交付を受けた者は記入必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記入不要）。）

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※ まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

- 2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合 計					
農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力)	氏 名	年齢	交付対象者との続柄(法人経営にあっては役職)	年間の農業従事日数(日)	担当業務
雇用労働力		(人・日※)			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区 分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年 度以前に採 択された交 付対象者の み記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

注1 「特定作業受託」欄は、作目別に主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記入すること。

2 「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記入した作業受託以外の作業受託について記入すること。作目別、基幹産業別に作業受託面積等を記入するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記入すること。

4 前年の世帯全体の所得（資金含む。）（経営開始資金の交付期間中の者のみ、7月の報告時に記入すること。）

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）
<p>※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無） 【所見】</p>

5 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※ 農業者が、農業経営改善計画などに従い、経営所得安定対策等の交付金を「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度のこと。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

7 報告対象期間における県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記入すること。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックしている場合は以下も記入すること。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組（青年等就農計画の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記入すること。）

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添1 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう別々に作成すること。）*₁
- 2 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）*₂
- 3 通帳及び帳簿の写し*₁
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*₁（変更がない場合、2回目以後の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）
※ 親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要
- 5 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）*₂
- 6 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*₃
- 7 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類（令和3年度以後に承認された交付対象者のみ該当）

- *₁ 農業次世代人材投資資金（準備型）及び就農準備資金の研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍又は2年間（国要綱別記2第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は3年間）のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また、親元就農した者が当該農業経営を継承する場合又は当該農業経営を法人化している場合は、当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。
- *₂ 経営開始資金の受給期間のみ添付する。
- *₃ 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等が確認できる書類の写しを添付する。

注 本様式の2、3及び別添2について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、記入及び添付を省略することができる。

第7号様式（第8条関係）

作業日誌

作業日	作業内容	作業時間	
		作業面積	時間
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
		作業日数・時間計	日 時間

注 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らないものとする。夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業又は作業受託の作業が分かるように記入すること。

第8号様式（第8条関係）

決 算 書

（経営開始 年目・ 年 月～ 年 月）

			計画※	実 績	実績／計画	
			経営開始 年目			
			a	b	b / a	
農 業 収 入		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		その他				
	経営開始資金（円）					
	収入計(円)①（資金を除く。）					
収入計(円)②（資金を含む。）						

		計 画	実 績	実績／計画
		a	b	b / a
農 業 経 営 費 （ 円）				
支 出 計 (円) ③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円）④＝①－③				
農外所得（円）⑤		総所得（資金含む。）（円） ②－③＋⑤		

注 計画欄には、青年等就農計画の収支計画に記載の該当年の計画値を記入すること。

第9号様式（第8条関係）

作 業 日 誌（独立・自営就農）
交付終了後 年目（ 月～ 月分）

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第8条第2項の規定により作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
	合 計	

注 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌の記入を省略することができます。

添付資料

- 1 確定申告書又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- 2 農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）
- 3 経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳（別添）の写し

別添

財産管理台帳

事業実施主体名（交付対象者名）

事業実施年度		年度				農林水産省所管補助金名：		経営開始資金									
事業区分	事業の内容					工期（取得時期）		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種別	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置箇所	事業量	着工年月日	しゅん工年月日又は取得年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第10号様式（第8条関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第8条第3項の規定により、住所等変更届を提出します。

変更前	住 所	郵便番号（ — ）
	電話番号	
	そ の 他	
変更後	住 所	郵便番号（ — ）
	電話番号	
	そ の 他	

添付書類

変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第11号様式（第8条関係）

離 農 届

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

農業経営を中止し、離農（独立・自営就農を中止）するので、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第8条第3項の規定により、離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- 1 廃業届
- 2 経営資産の売却日の証明書
- 3 生産物の最終出荷日が分かる伝票 等

第12号様式（第9条関係）

就農状況確認チェックリスト（独立・自営就農者用）

確認対象者住所	
確認対象者氏名	
経営開始資金交付の有無	有 ・ 無

確認者所属及び氏名	
確認日	年 月 日

1 交付対象者への面談（これまでの状況について聞き取り）

(1) 経営開始計画達成に向けた取組状況

ア 経営規模について

① 計画どおりの規模で経営している。
② おおむね計画どおりの規模で経営している。
③ 計画どおりに進んでいない。※

※ ③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策

理 由	
改善策	

イ 生産量について

作物（畜種）名	① 計画どおりの量を生産している。 ② おおむね計画どおりの量を生産している。 ③ 計画どおりに生産できていない。※
作物（畜種）名	① 計画どおりの量を生産している。 ② おおむね計画どおりの量を生産している。 ③ 計画どおりに生産できていない。※
作物（畜種）名	① 計画どおりの量を生産している。 ② おおむね計画どおりの量を生産している。 ③ 計画どおりに生産できていない。※

※ ③計画どおりに生産できていない場合は、その理由と改善策

理 由	
改善策	

ウ 売上高について

作物（畜種）名	① 計画どおりの売上げを計上している。
	② おおむね計画どおりの売上げを計上している。
	③ 計画どおりの売上げを得られていない。※
作物（畜種）名	① 計画どおりの売上げを計上している。
	② おおむね計画どおりの売上げを計上している。
	③ 計画どおりの売上げを得られていない。※
作物（畜種）名	① 計画どおりの売上げを計上している。
	② おおむね計画どおりの売上げを計上している。
	③ 計画どおりの売上げを得られていない。※

※ ③計画どおりの売上げを得られていない場合は、その理由と改善策

理 由	
改 善 策	

2 ほ場（現地）確認（確認期間中の状況）

(1) 耕作すべき土地が遊休化されていないか。

① 遊休化されている土地はない。
② おおむね遊休化されている土地はない。
③ 遊休化されている土地がある。
④ 作付期間外である。

(2) 農作物を適切に生産しているか。

① 適切に生産されている。
② おおむね適切に生産されている。
③ 適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で生い茂っている土地がある。）。
④ 作付期間外である。

3 書類確認（これまでの状況）

(1) 農業従事日数

日、	時間
----	----

(2) 帳簿の管理状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 適切に帳簿をつけている。② 帳簿をつけているが、一部記載されていないものがある。③ 帳簿をつけていない。 |
|--|

4 地域のコミュニティ活動等への参加・協力状況

--

5 総合所見

--

第13号様式（第10条関係）

中 止 届

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金の受給を中止したいので、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第10条の規定により中止届を提出します。

中 止 日	年 月 日
中止する理由	

第14号様式（第12条関係）

休 止 届

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金の受給を休止したいので、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第12条第1項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
休止する理由及び再開の見込み	

第15号様式（第12条関係）

経 営 再 開 届

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金の受給を再開したいので、鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第12条第2項の規定により経営再開届を提出します。

休 止 期 間	年 月 日～ 年 月 日
経 営 再 開 日	年 月 日
交 付 残 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第16号様式（第15条関係）

返還免除申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

氏名

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱第15条の規定により、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--